

京都市消防局訓令乙第10号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局警防規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

京都市消防局長 山内 博貴

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 最高指揮者は、別に定めるところにより、局警防本部及び署警防本部の班の要員を、現場指揮本部要員に充てることができる。

第42条第4項を次のように改める。

4 署長は、消防警備計画を樹立したときは、局長に報告するとともに、関係する署長に通知するものとする。

別表第1中備考5を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)